

総合評価落札方式にかかる事務手引き（以下、手引きという）「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」にかかるQ&A

番号	手引きの ページ数	質 問	回 答
1	13	<p>【評価基準②③について】</p> <p>以下を提案した場合は評価対象になりますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・型枠前面のパネルは通常のコンパネ（県外品）で裏で抑えるさん木のみ紀州材を使う場合</li> <li>・足場の骨組みは通常の鋼材で、足場板のみ紀州材で提案あった場合</li> </ul>	<p>評価基準②においては、型枠工におけるさん木や足場工における足場板など工法の部分的な資材の使用提案は対象としません。ただし、けんさんぴん登録している製品としての型枠であれば評価基準②の評価対象となります。（手引きP.13参照）</p> <p>また、上記の場合でも「けんさんぴん登録資材」又は「県産認定リサイクル製品」の中から、紀州材のさん木や足場板を0.1m<sup>3</sup>以上使用する場合、評価基準③で提案すれば評価対象となります。</p>
2	13	<p>【評価基準②③について】</p> <p>「入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る」とありますが、技術提案提出時には1年以内に購入したことがわかる納品書等を提出すれば良いのでしょうか。</p>	<p>当該工事における購入や入札書提出日から1年以内に購入したことを証明する納品書等は、技術提案提出時ではなく、契約後に履行確認することとしています。（手引きP.16参照）</p>
3	13	<p>【評価基準②③について】</p> <p>1品目全数使用しても紀州材使用量が0.1m<sup>3</sup>に満たない場合は、評価基準③では加点できないが、評価基準②で提案されており一品目全数使用していれば②の方で評価できるのでしょうか。</p>	<p>紀州材使用量が0.1m<sup>3</sup>に満たなくても評価基準②で提案されている場合は、一品目全数使用していれば評価対象となります。</p> <p>なお、評価基準②と評価基準③は重複して提案することはできません。同じ品目を重複して提案した場合、両方とも評価対象とならないためご注意ください。（手引きP.13参照）</p>

総合評価落札方式にかかる事務手引き（以下、手引きという）「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」にかかるQ&A

番号	手引きの ページ数	質 問	回 答
4	15	<p>【評価基準③について】</p> <p>技術提案提出時の紀州材使用量が0.1㎡以上の数量計算書については様式等あるのでしょうか。また、数量計算書に書かれた数値の根拠書類の提出は必要でしょうか。</p>	<p>数量計算書については任意の様式で構いません。（手引きP.15参照）なお、技術提案提出時に数値の根拠書類の提出は必要ありませんが、契約後は履行確認のため、数値の根拠書類は必要となりますので施工計画書提出時に提出してください。</p>
5	15	<p>【評価基準③について】</p> <p>県HPに掲載されているけんさんぴん登録台帳に記載されているもので、紀州材の欄に●が入っているものが対象になるという理解で良いでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
6		<p>【見積用参考資料（金抜き設計書）について】</p> <p>総合評価の落札決定基準の、「見積用参考資料（金抜き設計書）」とは、金抜き設計書のみを指しますか。</p>	<p>金抜き設計書のみを指します。</p>
7		<p>【下請業者の購入資材について】</p> <p>型枠や足場材について、下請業者が購入する場合も評価対象になりますか。</p>	<p>今回工事の受注者が購入する又は購入したものを評価対象とするため、下請業者が購入する又は購入したものは評価対象になりません。契約後、購入者名や日付が記載されている納品書等で履行確認します。また、過去に購入したものは、入札書提出日の1年前から入札書提出日まで購入したものであれば評価対象となります。</p>

総合評価落札方式にかかる事務手引き（以下、手引きという）「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」にかかるQ&A

番号	手引きの ページ数	質 問	回 答
8	15	<p>【提案時の建設資材の使用量について】</p> <p>提案する建設資材の使用量は施工計画書にて記載し履行を確認することとなっていますが、技術提案の時点では使用量の記載を求めないということによろしいでしょうか。</p>	<p>評価基準②では1品目全数使用としており、技術提案の時点では、使用量の記載を求めています。</p> <p>評価基準③では紀州材使用量が0.1m3以上を示す数量計算書の提出を、技術提案の時点で求めています。</p> <p>（手引きP.15参照）</p>
9	13	<p>【評価基準②③について】</p> <p>「①の提案に加え、「けんさんぴん登録資材」又は「県産認定リサイクル製品」の中から・・・」とあるが、評価基準①で提案した内容は評価基準②、③でも提案できますか。</p>	<p>評価基準②、③は見積用参考資料（金抜き設計書）に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記していない建設資材について「けんさんぴん登録資材」又は「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を対象としており、評価基準①で提案した内容は対象となりません。（手引きP.18、19参照）</p>
10	40	<p>【紀州材証明書について】</p> <p>技術提案提出時に紀州材証明書の添付は必要でしょうか。</p>	<p>紀州材証明書は、技術提案提出時ではなく、契約後に監督員へ提出することとしています。（手引きP.16参照）</p>